

2010年1月1日以降始期用

がん保険(1年契約用) 普通保険約款および特約

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社のがん保険(1年契約用)をご契約いただきありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、東京海上日動の保険をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。なお、ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

暮らしに関する無料電話
相談サービス

介護・健康に関するご相談から
暮らしのインフォメーションまで

デイリー
サポート

「フリーダイヤル」

☎ 0120-285-110

特約正式名称

略 称	特 約 正 式 名 称	掲 載 ペー ジ
配 偶 者 特 約	配偶者特約（普通保険約款用）	14
子 供 特 約	子供特約（普通保険約款用）	14
が ん 女 性 特 定 手 術	がん女性特定手術特約	15
が ん 特 定 手 術	がん特定手術特約	15
が ん 葬 祭 費 用	がん葬祭費用担保特約	16
（ 略 称 な し ）	がん保険（1年契約用）保険料分割払特約（団体用）	19
一 時 払 支 払 猶 予	がん保険（1年契約用）保険料支払に関する特約	21
告知義務違反解除の期間＊	告知義務違反による解除の期間に関する特約	22

＊ 保険証券上に表示がない場合でもこの特約が自動的にセットされます。

がん保険（1年契約用）普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
がん	<p>昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の下記に該当する悪性新生物をいい、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。</p> <p>ア.口唇、口腔および咽頭の悪性新生物…基本分類表番号140～149</p> <p>イ.消化器および腹膜の悪性新生物…基本分類表番号150～159</p> <p>ウ.呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物…基本分類表番号160～165</p> <p>エ.骨、結合組織、皮膚、および乳房の悪性新生物…基本分類表番号170～175</p> <p>オ.泌尿生殖器の悪性新生物…基本分類表番号179～189</p> <p>カ.その他および部位不明の悪性新生物…基本分類表番号190～199</p> <p>キ.リンパ組織および造血組織の悪性新生物…基本分類表番号200～208</p> <p>ク.上皮内癌…基本分類表番号230～234</p>

用語	定義
がん重度一時金の支払対象となる重度状態	<p>国際対がん連合（UICC）の定めるTNM分類(*1)または同分類に準じてもしくはこれとは別の公的に定められたものとして当会社が認めた病期（ステージ）分類において、がんの進行度がステージⅣ(*2)に該当すると、医師または歯科医師(*3)により病理組織学的分類に基づいて診断確定(*4)された状態をいいます。ただし、病理組織学的分類に基づいて診断することが適当でないとき当会社が認めた場合は、臨床分類に基づいてなされることを必要とします。</p> <p>(*1) 内容が改定された場合は、改定後のものをいいます。</p> <p>(*2) これと同等の病状にあると認められる場合を含みます。</p> <p>(*3) 日本の医師または歯科医師の資格を持つ者をいい、当会社が認めた日本国外の医師または歯科医師の資格を持つ者を含みます。被保険者が医師または歯科医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師の資格を持つ者をいいます。以下同様とします。</p> <p>(*4) 重度状態ではないと診断された後に病状が悪化した場合の診断確定を含みます。以下同様とします。</p>
がんの診断確定	<p>病理組織学的所見(*1)により、医師または歯科医師によってがんと診断されることをいいます。ただし、病理組織学的所見が得られない場合には、当会社は、その他の所見による診断確定も認めることがあります。</p> <p>(*1) 生検を含みます。以下同様とします。</p>
危険	<p>がんの発生の可能性をいいます。</p>

用語	定義
継続契約	<p>がん保険契約(*1)の保険期間の終了日(*2)を保険期間の開始日とするがん保険契約をいいます。</p> <p>(*1) 普通約款(*3)またはがん保険（1年契約用）以外の保険に付帯されるこの保険契約と支払責任が同一である特約に基づく保険契約をいいます。以下同様とします。</p> <p>(*2) そのがん保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。</p> <p>(*3) がん保険（1年契約用）普通保険約款をいいます。以下同様とします。</p>
継続入院	<p>入院を開始した時から、終了(*1)する時までの継続した入院状態をいいます。</p> <p>(*1) 以下「退院」といいます。</p>
告知事項	<p>危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることまたは当会社の指定する医師が口頭で質問することによって当会社が告知を求めたものをいいます。(*1)</p> <p>(*1) 他の保険契約等に関する事項を含みます。</p>
手術	<p>器機、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合等の操作を加えることをいい、ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。また、「治療を直接の目的とする手術」には、診断または検査(*1)のための手術等は該当しません。手術前の麻酔処理の段階は、「手術を受けた場合」には該当しません。</p> <p>(*1) 生検、腹腔鏡検査等をいいます。</p>
初年度契約	<p>継続契約以外のがん保険契約をいいます。</p>
他の保険契約等	<p>この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p>

用語	定義
通院	<p>医師(*1)または歯科医師による治療が必要であり、病院等(*2)において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療を受けること(*3)をいいます。また、「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入、受け取りのみの通院は該当しません。</p> <p>(*1) 当会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。</p> <p>(*2) 患者を収容する施設を有しないものを含みます。</p> <p>(*3) 医師または歯科医師による往診を含みます。</p>
入院	<p>医師(*1)による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。また、「治療を直接の目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、美容上の処置、治療処置を伴わない検査、リハビリテーション等のための入院は該当しません。</p> <p>(*1) 当会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。</p>
被保険者	<p>保険証券記載の被保険者をいいます。</p>
病院等	<p>病院または診療所をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>7. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます(*1)。</p> <p>1.7.と同等と当会社が認めた日本国外にある医療施設。</p> <p>(*1) 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が特に認めた柔道整復師法に定める日本国内にある施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。</p>

用語	定義
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	がん診断保険金、がん入院保険金、がん手術保険金、がん退院後療養保険金、がん通院保険金およびがん重度一時金をいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が日本国内または国外においてがんと診断確定された場合は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い保険金を支払います。

第3条 (保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当社は、被保険者が、この保険契約の保険期間中に保険金支払事由(*1)に該当した場合に限り、保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、被保険者ががんと診断確定(*2)された時が、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、被保険者ががんと診断確定(*2)された時がこの保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
- (4) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に発生した保険金支払事由が、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に保険金支払事由に該当していたときは、当社は、重複しては保険金を支払いません。

(*1) 保険金の種類ごとに第4条 (がん診断保険金の支払)、第5条 (がん入院保険金およびがん手術保険金の支払)、第6条 (がん退院後療養保険金の支払)、第7条 (がん通院保険金の支払) および第8条 (がん重度一時金の支払) に規定する保険金支払事由をいいます。以下同様とします。

(*2) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、

被保険者自身による診断確定を含みます。

第4条 (がん診断保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者がこの保険契約の保険期間中に下表のいずれかの状態に該当した場合は、保険証券記載のがん診断保険金額をがん診断保険金として保険金受取人(*1)に支払います。ただし、がん診断保険金の支払は、同一の被保険者に対して、保険期間を通じて1回に限りです。

①	初めてがんと診断確定された場合
②	この保険契約が継続契約である場合において、原発がん(*2)が、治療したことにより、治癒または寛解状態(*3)となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき
③	原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合

- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が、この保険契約の保険期間中にがん診断保険金の支払事由(*4)に該当した場合であっても、その診断確定日が、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にがん診断保険金の支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、当社は、がん診断保険金を支払いません。

(*1) 第33条 (保険金受取人の変更) に規定する保険金受取人をいいます。以下同様とします。

(*2) この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。以下同様とします。

(*3) がんが認められない状態をいいます。以下同様とします。

(*4) (1)に規定するがん診断保険金の支払事由をいいます。以下同様とします。

第5条 (がん入院保険金およびがん手術保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者ががんと診断確定され、その診断確定されたがんを直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院をこの保険契約の保険期間中に開始した場合は、その入院期間(*1)に対し、がん入院保険金を保険金受取人に支払います。

(2) (1)のがん入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{がん入院保険金日額}(*2)} \times \boxed{\text{がん入院期間}} = \boxed{\text{がん入院保険金の額}}$$

- (3) がん入院期間には、臓器の移植に関する法律第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*3)であるときは、その処置日数を含みます。
- (4) 被保険者ががん以外の原因による入院中ががんの治療を開始した場合は、当社は、そのがんの治療を開始した日にがん入院期間が開始したものとみなして、(1)から(3)までの規定を適用して、がん入院保険金を支払います。
- (5) 被保険者ががん入院期間中に、さらにがん診断保険金の支払事由に該当した場合であっても、当社は、重複してはがん入院保険金を支払いません。
- (6) 当社は、被保険者ががんと診断確定され、下表のすべての条件を満たす手術(*4)を受けた場合は、がん手術保険金を保険金受取人に支払います。

① 診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術であること。
② この保険契約の保険期間中に行われた手術であること(*5)。
③ 別紙表1に定めるいずれかの種類の手術であること。
④ 病院等における手術であること。

(7) (6)のがん手術保険金は、がん手術1回について次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{がん入院保険金日額}} \times \boxed{\text{手術の種類に応じた別紙表1に掲げる倍率}(*6)} = \boxed{\text{がん手術保険金の額}}$$

(8) 被保険者ががん手術中に死亡した場合であっても、当社は、(6)および(7)の規定を適用して、がん手術保険金を支払います。

- (*1) 以下「がん入院期間」といいます。
- (*2) 保険証券記載のがん入院保険金日額をいいます。以下同様とします。

(*3) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*4) 以下「がん手術」といいます。

(*5) この保険契約を継続前契約とする継続契約が締結されなかった場合においては、この保険契約が終了した後で、かつ、(1)から(5)までに規定するがん入院保険金の支払対象となるがん入院期間中に行われた手術を含みます。

(*6) 時期を同じくして2種類以上のがん手術を受けた場合には、対象となる別紙表1に定める倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみがん手術保険金を支払います。

第6条（がん退院後療養保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者ががんと診断確定され、第5条（がん入院保険金およびがん手術保険金の支払）に規定するがん入院保険金の支払事由に該当する入院をこの保険契約の保険期間中に開始し、がん入院期間20日以上継続入院となった場合において、生存して退院したときは、保険証券記載のがん退院後療養保険金額(*1)をがん退院後療養保険金として保険金受取人に支払います。
- (2) 被保険者ががんの治療を直接の目的とする転入院または再入院をした場合で、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、社会通念上妥当と認められるときは、1回の継続入院とみなして、当社は、(1)の規定を適用します。
- (3) (1)の規定にかかわらず、がん退院後療養保険金が支払われることとなった退院日(*2)からその日を含めて30日以内に被保険者が開始した入院について、その後(1)に規定するがん退院後療養保険金の支払事由に該当した場合であっても、当社は、がん退院後療養保険金を支払いません。

- (*1) 以下「がん退院後療養保険金額」といいます。
- (*2) この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいてがん退院後療養保険金が支払われることとなった退院日を含みます。以下同様とします。

第7条（がん通院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者ががんと診断確定され、第5条（がん入院保険金およびがん手術保険金の支払）に規定するがん入院保険金の支払事由に該当する入院をこの保険契約の保険期間中に開始し、がん入院期間20日以上継続入院と

なった場合において、下表の条件をすべて満たす通院をしたときは、その日数に対し、がん通院保険金を保険金受取人に支払います。

①	診断確定されたがんを直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じている期間内に行われた通院であること。
②	がん入院期間20日以上 ^{（*1）} の継続入院の原因となったがんの治療を直接の目的とする通院であること。
③	次の期間内に行われた通院であること。 ア.がん入院期間20日以上 ^{（*1）} の継続入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内の期間 ^{（*1）} イ.がん入院期間20日以上 ^{（*1）} の継続入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間 ^{（*2）}

(2) (1)のがん通院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

がん通院 保険金日 額 ^{（*3）}	×	(1)の表の条件を すべて満たした 通院の日数 ^{（*4）}	=	がん通院 保険金の額
-----------------------------------	---	---	---	---------------

(3) 被保険者ががんの治療を直接の目的とする転入院または再入院をした場合で、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、社会通念上妥当と認められるときは、1回の継続入院とみなして、当会社は、(1)の規定を適用します。

(4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、がん入院期間中の通院に対しては、当会社は、がん通院保険金を支払いません。

(5) 被保険者が、退院後通院期間^{（*5）}中にがん入院期間が開始したことにより新たに入院前通院期間が定められる場合には、(1)の規定にかかわらず、既に定められた退院後通院期間は新たながん入院期間の開始した日の前日に終了するものとし、そのがん入院期間に対しては入院前通院期間はないものとします。

(6) 被保険者が、退院後通院期間が終了した後にがん入院期間が開始したことにより新たに入院前通院期間が定められる場合で、既に定められた退院後通院期間と新たに定められる入院前通院期間に重複する期間がある場合には、(1)の規定にかかわらず、退院後通院期間が終了した日の翌日から新たに入院前通院期間が開始するものとし、

(^{*}1) 以下「入院前通院期間」といいます。

(^{*}2) 以下「退院後通院期間」といいます。

(^{*}3) 保険証券記載のがん通院保険金日額をいいます。以下同様とします。

(^{*}4) 1回の継続入院の原因となったがんの治療を目的とする通院について、45日をもって限度とします。

(^{*}5) この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて設定された退院後通院期間を含みます。以下同様とします。

第8条（がん重度一時金の支払）

(1) 当会社は、被保険者ががんと診断確定され、この保険契約の保険期間中に下表のいずれかの状態に該当した場合は、保険証券記載のがん重度一時金額をがん重度一時金として保険金受取人に支払います。ただし、がん重度一時金の支払は、同一の被保険者に対して、保険期間を通じて1回に限り、

①	初めて重度状態 ^{（*1）} と診断確定された場合
②	この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に重度状態と診断確定されたがんが、治療したことにより、治癒または寛解状態となり、その後初めてがんが再発または転移し、再び重度状態と診断確定されたとき

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が、この保険契約の保険期間中にがん重度一時金の支払事由^{（*2）}に該当した場合であっても、その診断確定日から、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にがん重度一時金の支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、当会社は、がん重度一時金を支払いません。

(^{*}1) がん重度一時金の支払対象となる重度状態をいいます。以下同様とします。

(^{*}2) (1)に規定するがん重度一時金の支払事由をいいます。以下同様とします。

第9条（保険金算出の際に適用される支払条件）

当会社が支払うべき保険金の額を算出する際に適用される支払条件は、保険金の種類ごとに下表のとおりとします。

①	がん診断 保険金	第4条（がん診断保険金の支払） （1）に規定されたがん診断保険金の 支払事由に該当した時の保険契 約で定められた支払条件
②	がん入院 保険金	第5条（がん入院保険金およびがん 手術保険金の支払）（1）に規定 されたがん入院保険金の支払事由 に該当する入院が開始された時の 保険契約で定められた支払条件
③	がん手術 保険金	第5条（6）に規定されたがん手術 保険金の支払事由に該当した時 （*1）の保険契約で定められた支払 条件
④	がん退院 後療養保 険金	第6条（がん退院後療養保険金の 支払）（1）に規定されたがん退院 後療養保険金の支払事由に該当す る入院が開始された時の保険契約 で定められた支払条件
⑤	がん通院 保険金	第7条（がん通院保険金の支払） （1）に規定されたがん通院保険金 の支払事由に該当する入院が開始 された時の保険契約で定められた 支払条件
⑥	がん重度 一時金	第8条（がん重度一時金の支払） （1）に規定されたがん重度一時金 の支払事由に該当した時の保険契 約で定められた支払条件

（*1）この保険契約を継続前契約とする継続契約が締結されなかった場合において、この保険契約が終了した後の保険金支払の対象となるがん入院期間中に行われた手術については、その入院が開始された時とします。

第10条（他の身体障害の影響）

- （1）がん以外の身体に生じた障害の影響によって、がんの病状が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- （2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことによりがんの病状が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第11条（保険責任の始期および終期）

- （1）当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（*1）に始まり、末日の午後4時に終わります。

- （2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- （3）保険期間が始まった後でも、当社は、下表のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

①	この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被保険者ががんと診断確定された場合
②	この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に第3条（保険期間と支払責任の関係）の（*1）に規定する保険金支払事由が発生した場合
③	この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料を領収した時までの期間中に被保険者ががんと診断確定された場合において、その診断確定されたがんによって第3条の（*1）に規定する保険金支払事由が発生したとき

- （*1）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第12条（告知義務）

- （1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- （2）この保険契約が継続契約である場合には、被保険者の健康状態については、告知事項とはしません。ただし、この保険契約の支払条件が、この保険契約の継続前契約に比べて当社の保険責任を加重するものである場合には、これを告知事項とします。
- （3）当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （4）（3）の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	（3）に規定する事実がなくなった場合
②	当社が保険契約締結の際、（3）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（*1）

③	被保険者ががんと診断確定される前に、保険契約者または被保険者が、告知事項について、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④	当社が、(3)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- (5) (3)の規定による解除ががんと診断確定された後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、(3)に規定する事実に基づかず発生したがんについては適用しません。
- (7) 当社は、保険契約を締結する際に、事実の調査を行うことまたは被保険者に対して当社の指定する医師の診断を求めることができます。
- (*1) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第13条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その事実を当社に通知しなければなりません。

第14条（保険契約の無効）

下表に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

①	保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
②	保険期間開始前に、被保険者ががんと診断確定(*1)されていた場合(*2)
③	保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について保険金受取人を定める場合(*3)に、その被保険者の同意を得なかったとき。

- (*1) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者自身による診断確定を含みます。
- (*2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の、その事実の知、不知を問いません。
- (*3) 被保険者を保険金受取人にする場合を除きます。

第15条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（契約年齢および性別の誤りの処置）

- (1) この保険契約の被保険者の年齢は、契約年齢(*1)で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (2) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢または生年月日に誤りがあった場合には、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。
- (3) 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、初めから実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなします。

(*1) この保険契約の保険期間の開始時における満年齢をいいます。以下同様とします。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第19条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金受取人(*1)が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金受取人が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係るがん診断保険金額、がん入院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が、がんと診断確定された後または保険金支払事由の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当するときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

① (1)の表の①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までの期間中にがんと診断確定された場合

② (1)の表の①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までの期間中に保険金支払事由が発生した場合

(*1) 保険契約者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第20条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(*1)を解除することを求めることができます。

① この保険契約(*1)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金受取人に、第19条（重大事由による解除）(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 第19条(1)の表の③に規定する事由が生じた場合

④ ②および③のほか、保険契約者または保険金受取人が、②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(*1)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑤ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(*1)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(2) 保険契約者は、(1)の表の①から⑤までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(*1)を解除しなければなりません。

(3) (1)の表の①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(*1)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りません。

(4) (3)の規定によりこの保険契約(*1)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。

(*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第21条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）

(1) 第12条（告知義務）(1)または(2)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除でき、かつ、下表のいずれかに該当するときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

① 告知事項について、事実を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に被保険者ががんと診断確定された場合

② 告知事項について、事実を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に被保険者に保険金支払事由が発生した場合

(4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠り下表のいずれかに該当するときは、当社は、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

①	追加保険料を領収した時までの期間中に被保険者ががんと診断確定された場合
②	追加保険料を領収した時までの期間中に第3条（保険期間と支払責任の関係）の(*1)に規定する保険金支払事由が発生した場合
③	この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約において、その保険契約の追加保険料を領収した時までの期間中に被保険者ががんと診断確定され、その診断確定されたがんによって第3条の(*1)に規定する保険金支払事由が発生した場合

(*1) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第23条（保険料の返還—無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第14条（保険契約の無効）の表の①または②の規定により保険契約が無効となる場合には、該当する規定に応じ、下表のとおり取り扱います。

	規定	取扱い
①	第14条の表の①	保険料を返還しません。
②	第14条の表の②	<p>7. 保険契約締結の際に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および保険金受取人のすべてが知らなかった場合は、既に払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。</p> <p>イ. 保険契約締結の際に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者または保険金受取人のいずれか一人でも知っていた場合は、既に払い込まれた保険料は返還しません。</p> <p>ウ. 保険契約締結時から保険期間の開始時まで、被保険者が初めてがんと診断確定されていた場合には、既に払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。</p>

(2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第24条（保険料の返還—取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第25条（保険料の返還または請求—契約年齢および性別の誤りの処置の場合）

- (1) 第17条（契約年齢および性別の誤りの処置）
- (2) または(3)の規定により、初めから実際の年齢または性別に基づいて保険契約を締結したものとみなす場合において、保険料が正しい契約年齢または性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合で、下表のいずれかに該当するときは、当社は、誤った契約年齢に基づいた保険料の正しい契約年齢に基づいた保険料に対する割合、ま

たは誤った性別に基づいた保険料の正しい性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

①	契約年齢または性別を誤った保険契約の保険期間の開始時以降に被保険者ががんと診断確定された場合
②	契約年齢または性別を誤った保険契約の保険期間の開始時以降に保険金支払事由が発生した場合

(*1) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第26条 (保険料の返還－解除の場合)

(1) 下表の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

①	第12条 (告知義務) (3)
②	第19条 (重大事由による解除) (1)
③	第22条 (保険料の返還または請求－告知義務等の場合) (2)
④	第25条 (保険料の返還または請求－契約年齢および性別の誤りの処置の場合) (2)

(2) 第18条 (保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別紙表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 第20条 (被保険者による保険契約の解除請求) (2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(*1)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別紙表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(4) 第20条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(*1)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別紙表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(*1) その被保険者に係る部分に限りです。

第27条 (保険金支払事由が発生した場合の通知)

(1) 被保険者に保険金支払事由が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金受取人は、保険金支払事由が発生した日からその日を含めて30日以内に発生した保険金支払事由の内容

等の詳細を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書、病理組織学的検査の対象となった標本等もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条 (保険金の請求)

(1) 当社に対する保険金請求権は、下表の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

①	がん診断保険金については、第4条 (がん診断保険金の支払) (1)の表のいずれかの状態に該当した時
②	がん入院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になおった時または被保険者のがんの治療を直接の目的とする入院が終了した時のいずれか早い時
③	がん手術保険金については、被保険者ががん手術を受けた時
④	がん退院後療養保険金については、被保険者が第6条 (がん退院後療養保険金の支払) (1)に規定する退院をした時
⑤	がん通院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障が生じなくなった時、1回の継続入院の原因となったがんの治療を目的とする通院についてがん通院保険金の支払われる日数が45日に達した時またはがん入院期間20日以上継続入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
⑥	がん重度一時金については、第8条 (がん重度一時金の支払) (1)の表のいずれかの状態に該当した時

(2) がん入院が1か月以上継続する場合には、当社は、被保険者または保険金受取人の申し出によって、保険金の内払を行います。この場合、

(1)の規定にかかわらず、がん入院保険金の保険金請求権は、がん入院が1か月に達した時ごとに発生し、これを行使することができるものとします。

(3) 被保険者または保険金受取人が保険金の支払を請求する場合は、別紙表3に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*1)または②以外の3親等内の親族

(5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(6) 当社は、がんの程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金受取人に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(7) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 法律上の配偶者に限ります。

第29条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(*1)からその日を含め

て30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険金支払事由の発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、がんの程度、がんと保険金支払事由との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表に掲げる日数(*2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金受取人に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*3) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から④までの事項の確認のための調査 60日
④	(1)の表の①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、

保険契約者、被保険者または保険金受取人と当
会社があらかじめ合意した場合を除いては、日
本国内において、日本国通貨をもって行うもの
とします。

- (*1) 被保険者または保険金受取人が第28条（保
険金の請求）(3)および(4)の規定による手続
を完了した日をいいます。
- (*2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数
とします。
- (*3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照
会を含みます。
- (*4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第30条（当会社の指定する医師が作成した診断書 等の要求）

- (1) 当会社は、第27条（保険金支払事由が発生し
た場合の通知）の規定による通知または第28
条（保険金の請求）の規定による請求を受けた
場合は、がんの程度の認定その他保険金の支払
にあたり必要な限度において、保険契約者、被
保険者または保険金受取人に対し当会社の指定
する医師が作成した被保険者の診断書、病理組
織学的検査の対象となった標本等または死体検
案書の提出を求めることができます。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(*1)の
ために必要とした費用(*2)は、当会社が負担し
ます。

(*1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認す
ることをいいます。

(*2) 収入の喪失を含みません。

第31条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）

- (1)または(2)に規定する時の翌日から起算して
3年を経過した場合は、時効によって消滅しま
す。

第32条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、
被保険者またはその法定相続人がそのがんによ
って身体に生じた障害について第三者に対して
有する損害賠償請求権は、当会社に移転しま
せん。

第33条（保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が保険金受取
人を定めなかった場合は、被保険者を保険金受
取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、保険金支払事由が発生す
るまでは、保険契約者は、当会社の規定する範
囲において保険金受取人を変更することができ

ます。

- (3) (2)の規定による保険金受取人の変更を行う場
合には、保険契約者は、その事実を当会社に通
知しなければなりません。

- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合
には、保険金受取人の変更は、保険契約者がそ
の通知を発した時にその効力を生じたものとし
ます。ただし、その通知が当会社に到達する前
に当会社に変更前の保険金受取人に保険金を支
払った場合は、その後に保険金の請求を受けて
も、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 保険契約者は、(2)の保険金受取人の変更を、
法律上有効な遺言によって行うことができます。

- (6) (5)の規定による保険金受取人の変更を行う場
合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の
法定相続人がその事実を当会社に通知しなけれ
ば、その変更を当会社に対抗することができま
せん。なお、その通知が当会社に到達する前に
当会社に変更前の保険金受取人に保険金を支払
った場合は、その後に保険金の請求を受けても、
当会社は、保険金を支払いません。

- (7) (2)および(5)の規定により、保険金受取人を
被保険者以外の者に変更する場合は、被保険者
の同意がなければその効力は生じません。

- (8) 保険金受取人が保険金支払事由が発生する前
に死亡した場合は、その死亡した保険金受取人
の死亡時の法定相続人(*1)を保険金受取人とし
ます。また、この結果、保険金受取人となった
者が2名以上である場合には、その受取割合は
均等とします。

- (*1) 法定相続人のうち死亡している者がある場合
は、その者については、順次の法定相続人と
します。

第34条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の
承認を得て、この保険契約に適用される普通約
款および特約に関する権利および義務を第三者
に移転させることができます。

- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契
約者は書面をもってその事実を当会社に申し出
て、承認を請求しなければなりません。

- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場
合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定
相続人にこの保険契約に適用される普通約款お
よび特約に関する権利および義務が移転するも
のとしします。

第35条（保険契約者または保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通約款および特約に関する義務を負うものとします。

第36条（契約内容の登録）

- (1) 当社は、この保険契約締結の際(*1)、下表の事項を協会(*2)に登録することができるものとします。

①	保険契約者の氏名、住所および生年月日
②	被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
③	がん入院保険金日額および被保険者の同意の有無
④	保険期間
⑤	当会社名

- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(*2)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会(*2)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(*2)に照会することができます。

(*1) この保険契約が継続契約である場合には、保険契約継続の場合とします。

(*2) 社団法人日本損害保険協会をいいます。

第37条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第38条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第39条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本の法令に準拠します。

特約

◇保険証券面上、名称または略称が記入されている場合、および特約欄に○印が付されている場合はその内容に従って、以下の特約がそれぞれ適用されます。

配偶者特約（普通保険約款用） （略称：配偶者特約）

第1条（被保険者の範囲）

当社は、この特約により、普通約款(*1)の被保険者(*2)に加えて、保険証券に本人の配偶者として記載された者(*3)を被保険者とします。

(*1) がん保険（1年契約用）普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 以下この特約において「本人」といいます。

(*3) 本人の配偶者をいい、以下この特約において「配偶者」といいます。

第2条（特約の失効）

この特約は、下表のいずれかの場合にその効力を失います。

① 配偶者が本人の配偶者でなくなった場合

② 配偶者が死亡した場合

第3条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款第15条（保険契約の失効）の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者全員（本人および配偶者をいいます。なお、子供特約（普通保険約款用）が付帯されている場合には、被保険者である子供を含みます。）」に読み替えて適用します。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。この場合において、本人の保険契約を締結した後にこの特約を付帯したときは、この特約の被保険者については、この特約を付帯した時に保険契約を締結したものとみなします。

子供特約（普通保険約款用） （略称：子供特約）

第1条（被保険者の範囲）

(1) 当社は、この特約により、普通約款(*1)の被保険者(*2)に加えて、本人の子供(*3)で当社が被保険者となることを承認した者(*4)を被保険者とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、当社は、保険期間の開始時(*5)の年齢が満23歳以上の子供は被保険者としません。

(*1) がん保険（1年契約用）普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 以下この特約において「本人」といいます。

(*3) 満23歳未満の本人の子をいいます。

(*4) 以下この特約において「子供」といいます。

(*5) 保険契約を継続する場合においては継続契約の保険期間の開始時をいいます。

第2条（被保険者資格の得喪）

(1) 保険契約締結の後に本人の子供として新たに出生した子については、本人と同一戸籍に記載された日から自動的にこの保険契約の被保険者の資格を得るものとします。

(2) 保険契約締結の後に、既に出生している者で新たに子供に該当することになった者がある場合には、保険契約者は当会社所定の書類を当会社に提出しなければなりません。この場合において、当会社が被保険者となることを承認した場合には、当会社が承認した日からこの保険契約の被保険者の資格を取得するものとします。

(3) 保険契約締結の後、下表のいずれかの事由に該当した場合にその子供はこの保険契約の被保険者の資格を喪失します。

① 戸籍上の異動により本人の子供に該当しなくなった場合

② 子供が満23歳に達した日以降、最初にこの保険契約の保険期間の終了日をむかえた場合
--

第3条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款第15条（保険契約の失効）の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者全員（本人および被保険者である子供全員をいいます。なお、配偶者特約（普通保険約款用）が付帯されている場合は、被保険者である配偶者を含みます。）」に読み替えて適用します。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。この場合において、本人の保険契約を締結した後にこの特約を付帯したときは、この特約の被保険者については、この特約を付帯した時に保険契約を締結したものとみなします。

がん女性特定手術特約 (略称：がん女性特定手術)

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、普通約款(*1)に規定するがん手術保険金が支払われる場合において、被保険者が下表のすべての条件を満たす手術(*2)を受けたときは、1回のがん女性手術について、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険証券記載のがん女性特定手術保険金額を保険金(*3)として保険金受取人(*4)に支払います。

①	当該がん(*5)の治療を直接の目的とする手術であること。
②	この保険契約の保険期間中に行われた手術であること(*6)。
③	次に掲げるいずれかの手術であること。 ア.乳房切除術(*7) イ.子宮全摘除術 ウ.両側卵巣全摘除術
④	普通約款第1条(用語の定義)に規定する病院等における手術であること。

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が時期を同じくして2種類以上のがん女性手術を受けた場合には、いずれか1種類のがん女性手術についてののみ保険金を支払います。

(3) 被保険者ががん女性手術中に死亡した場合であっても、当社は、(1)および(2)の規定を適用して保険金を支払います。

(*1) がん保険(1年契約用)普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 以下この特約において「がん女性手術」といいます。

(*3) がん女性特定手術保険金をいいます。以下この特約において同様とします。

(*4) 普通約款第33条(保険金受取人の変更)に規定する保険金受取人をいいます。

(*5) 普通約款でがん手術保険金が支払われるがんをいいます。以下この特約において同様とします。

(*6) この保険契約を継続前契約とする継続契約が締結されなかった場合においては、この保険契約が終了した後で、かつ、当該がんにより普通約款第5条(がん入院保険金およびがん手術保険金の支払)に規定するがん入院保険金の支払対象となるがん入院期間中に行われた手術を含みます。

(*7) 乳房の皮膚全層および皮下組織を合わせて切除する手術をいいます。ただし、生検を除きます。

第2条 (保険金の請求)

当会社に対する保険金請求権は、被保険者ががん女性手術を受けた時から発生し、これを使用することができるものとします。

第3条 (普通約款の読み替え)

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1条(用語の定義)の表の継続契約(*1)	普通約款(*3)またはがん保険(1年契約用)以外の保険に付帯されるこの保険契約と支払責任が同一である特約に基づく保険契約	この特約またはこの特約と支払責任が同一である特約が付帯された保険契約
②	第31条(時効)	第28条(保険金の請求)(1)または(2)	この特約第2条(保険金の請求)

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

がん特定手術特約 (略称：がん特定手術)

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、普通約款(*1)に規定するがん手術保険金が支払われる場合において、被保険者が下表のすべての条件を満たす手術(*2)を受けたときは、1回のがん特定手術について、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険証券記載のがん特定手術保険金額を保険金(*3)として保険金受取人(*4)に支払います。

①	当該がん(*5)の治療を直接の目的とする手術であること。
②	この保険契約の保険期間中に行われた手術であること(*6)。

③	次に掲げるいずれかの手術であること。 ア.胃全摘除術 イ.片側肺全摘除術 ウ.食道全摘除術 エ.片側腎全摘除術 オ.膀胱全摘除術 カ.人工肛門造設術 キ.喉頭全摘除術(*7) ク.四肢切断術(*8)
④	普通約款第1条(用語の定義)に規定する病院等における手術であること。

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が時期を同じくして2種類以上のがん特定手術を受けた場合には、いずれか1種類のがん特定手術についてのみ保険金を支払います。

(3) 被保険者ががん特定手術中に死亡した場合であっても、当社は、(1)および(2)の規定を適用して保険金を支払います。

(*1) がん保険(1年契約用)普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 以下この特約において「がん特定手術」といいます。

(*3) がん特定手術保険金をいいます。以下この特約において同様とします。

(*4) 普通約款第33条(保険金受取人の変更)に規定する保険金受取人をいいます。

(*5) 普通約款でがん手術保険金が支払われるがんをいいます。以下この特約において同様とします。

(*6) この保険契約を継続前契約とする継続契約が締結されなかった場合においては、この保険契約が終了した後で、かつ、当該がんにより普通約款第5条(がん入院保険金およびがん手術保険金の支払)に規定するがん入院保険金の支払対象となるがん入院期間中に行われた手術を含みます。

(*7) 発声機能の喪失を伴うものに限りです。

(*8) 手指および足指を除きます。

第2条(保険金の請求)

当会社に対する保険金請求権は、被保険者ががん特定手術を受けた時から発生し、これを行使用することができるものとします。

第3条(普通約款の読み替え)

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1条(用語の定義)の表の継続契約(*1)	普通約款(*3)またはがん保険(1年契約用)以外の保険に付帯されるこの保険契約と支払責任が同一である特約に基づく保険契約	この特約またはこの特約と支払責任が同一である特約が付帯された保険契約
②	第31条(時効)	第28条(保険金の請求)(1)または(2)	この特約第2条(保険金の請求)

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

がん葬祭費用担保特約 (略称：がん葬祭費用)

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、被保険者ががんと診断確定され、その診断確定されたがんを直接の原因としてこの保険契約の保険期間中に死亡した場合は、被保険者の親族が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、普通約款(*1)およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険証券記載のがん葬祭費用保険金額を限度としてその費用の負担者に、保険金(*2)を支払います。

(*1) がん保険(1年契約用)普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) がん葬祭費用保険金をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(*1)がある場合において、それぞれの支払責任額(*2)の合計額が、被保険者の親族が負担した費用の額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*1)から保険金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*2)
---	-----------------------------	------------------

② 他の保険契約等(*1)から保険金が支払われた場合	被保険者の親族が負担した費用の額から、他の保険契約等(*1)から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*2)を限度とします。
----------------------------	---

(*1) 第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*2) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

第3条（死亡の通知）

(1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）に規定する死亡をした場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その死亡した日からその日を含めて30日以内に死亡の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等(*1)の有無および内容(*2)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

(3) 保険契約者または保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)から(3)までのいずれかの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*2) 既に他の保険契約等(*1)から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第4条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者の

親族が、第1条（保険金を支払う場合）の費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別紙表3に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 当社は、費用の額等に応じ、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、死亡の原因、費用発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、死亡の事実と費用との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等(*2)の有無および内容、費用について被保険者の親族が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表に掲げる日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者の親族に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
③	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者の親族が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者の親族と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 保険金を受け取るべき者が第4条（保険金の請求）(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(*2) 第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第6条（代位）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）の費用について、被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がそ

の費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が、被保険者の親族が負担した第1条の費用全額を保険金として支払った場合	被保険者の親族が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない被保険者の親族が負担した第1条の費用の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者の親族が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第7条（普通約款の適用除外）

この特約については、普通約款の下表の規定は適用しません。

①	第27条（保険金支払事由が発生した場合の通知）
②	第28条（保険金の請求）
③	第29条（保険金の支払時期）
④	第32条（代位）
⑤	第33条（保険金受取人の変更）

第8条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1条(用語の定義)の表の継続契約の(*1)	普通約款(*3)またはがん保険(1年契約用)以外の保険に付帯されるこの保険契約と支払責任が同一である特約に基づく保険契約	この特約またはこの特約と支払責任が同一である特約が付帯された保険契約
②	第30条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)	第27条(保険金支払事由が発生した場合の通知)の規定による通知または第28条(保険金の請求)の規定による請求	この特約第3条(死亡の通知)の規定による通知またはこの特約第4条(保険金の請求)の規定による請求
③	第31条(時効)	第28条(保険金の請求)(1)または(2)	この特約第4条(保険金の請求)(1)

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

がん保険(1年契約用) 保険料分割払特約(団体用)

第1条(保険料の分割払)

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料(*1)を保険証券記載の回数に分割(*2)して払い込むことを承認します。

(*1) この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額を「分割保険料」といいます。以下この特約において同様とします。

第2条(分割保険料の払込み)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日(*1)に払い込まなければなりません。ただし、当社が特に承認した団体(*2)を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日から

10日以内に払い込むことができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) 一定した集金日の定めがある団体のみ承認するものとします。

第3条(分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が第2条(分割保険料の払込み)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合において、下表のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。

①	この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していた場合
②	この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていた場合
③	この保険契約で定める保険金支払事由の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の第1回分割保険料を領収した時までの期間中であった場合

第4条(分割保険料不払の場合の免責)

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合において、下表のいずれかに該当するときは、当社は、保険金を支払いません。

①	その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していた場合
②	その分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていた場合

③	この保険契約で定める保険金支払事由の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約のその分割保険料の払込期日から、その分割保険料を領収した時までの期間中であった場合
---	--

(5) 第7条の表の②の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠り下表のいずれかに該当するときは、当会社は、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款(*2)および特約に従い、保険金を支払います。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第7条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第7条の表の①または④の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第7条の表の①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除でき、かつ、下表のいずれかに該当するときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

①	追加保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していた場合
②	追加保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていた場合
③	この保険契約で定める保険金支払事由の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約において、その保険契約の追加保険料を領収した時までの期間中であった場合

(*1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(*2) がん保険（1年契約用）普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第6条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

①	告知事項について、事実を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に被保険者ががんと診断確定されたとき
②	告知事項について、事実を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に被保険者に保険金支払事由が発生したとき

(4) 第7条の表の④の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、下表のいずれかに該当する保険金支払事由に対しては、誤った契約年齢に基づいた保険料の正しい契約年齢に基づいた保険料に対する割合、または誤った性別に基づいた保険料の正しい性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

①	払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
②	払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(*1)において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

①	契約年齢または性別を誤った保険契約の保険期間の開始時以降になされたがんの診断確定
②	契約年齢または性別を誤った保険契約の保険期間の開始時以降に発生した保険金支払事由

①	(1)の表の①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
②	(1)の表の②による解除の場合は、次回払込期日

(*1) 以下この条において「次回払込期日」といい

ます。

第7条（保険料の返還または請求）

下表に掲げるいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合には、当社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに下表のとおり保険料を返還または請求します。

	事由	保険料の返還 または請求方法
①	普通約款第12条（告知義務）(1)または(2)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	①のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③	保険契約が失効となる場合	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(*1)との差額を返還または請求します。
④	普通約款第17条（契約年齢および性別の誤りの処置）(2)または(3)の規定により、初めから実際の年齢または性別に基づいて保険契約を締結したものとみなす場合において、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢または性別に基づいた保険料と異なるとき	既に払い込まれた保険料と正しい契約年齢または性別に基づいた保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

	事由	保険料の返還 または請求方法
⑤	次に掲げるいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合 7.第5条（追加保険料の払込み）(2) イ.普通約款第12条（告知義務）(3) ウ.普通約款第18条（保険契約者による保険契約の解除） エ.普通約款第19条（重大事由による解除）(1) オ.普通約款第20条（被保険者による保険契約の解除請求）(2) カ.普通約款第20条（3）	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(*1)との差額を返還または請求します。
⑥	第6条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

(*1) 年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

がん保険（1年契約用） 保険料支払に関する特約 （略称：一時支払猶予）

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日から10日以内に払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合において、下表のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。

①	この保険契約の保険期間の開始時から、その保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していた場合
②	この保険契約の保険期間の開始時から、その保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていた場合
③	この保険契約で定める保険金支払事由の原因の発生がこの保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料を領収した時までの期間中であった場合

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、がん保険（1年契約用）普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

告知義務違反による解除の期間に関する特約 （略称：告知義務違反解除の期間）

(1) 当社は、普通保険約款またはこれに付帯された他の特約の告知義務の規定により、この保険契約の全部または一部を解除することができる場合(*1)であっても、支払責任の開始する日(*2)からその日を含めて1年以内に、被保険者の身体障害を原因とする保険金の支払責任(*3)がこの保険契約またはこの保険契約から保険期間が継続された以降の保険契約に生じなかった

ときは、解除を行いません。

(2) 支払責任の加重または復活の規定がある場合の復活を行う際に保険契約者または被保険者が行うべき告知についても同様に扱います。

(3) (1)および(2)の規定は、告知義務違反への該当の都度それぞれ独立して適用します。

(*1) 以下この特約において「告知義務違反への該当」といいます。

(*2) 保険期間開始後一定の期間内に発生した身体障害に対しては保険金を支払わないことが規定されている場合は、その期間の終了日の翌日とします。

(*3) 普通保険約款またはこれに付帯された特約に被保険者の身体障害により保険料の払込みを免除する規定がある場合は、保険料の払込みを免除する事由を含みます。

別紙表

別紙表1 対象となる手術および倍率表

手術の種類	倍率
1. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	40
2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回のがん手術保険金の支払を限度とする。）	10
3. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回のがん手術保険金の支払を限度とする。）	10
4. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	20
5. 悪性新生物根治放射線照射（悪性新生物の治療を目的とした5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回のがん手術保険金の支払を限度とする。）	10

別紙表2 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別紙表3 保険金請求書類

提出書類	保険金種類								
	がん診断保険金	がん入院保険金	がん手術保険金	がん退院後療養保険金	がん通院保険金	がん重度一時金	がん女性特定手術保険金	がん特定手術保険金	がん葬祭費用保険金
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 当会社所定の様式による、疾病の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書	○	○	○	○	○	○	○	○	
3. 当会社所定の様式による、入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書		○		○	○				
4. 被保険者の印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	
5. 保険証券	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6. 死亡診断書または死体検案書									○
7. 被保険者の戸籍謄本									○

提出書類	保険金種類								
	がん診断保険金	がん入院保険金	がん手術保険金	がん退院後療養保険金	がん通院保険金	がん重度一時金	がん女性特定手術保険金	がん特定手術保険金	がん葬祭費用保険金
8. 葬祭費用の支出を証明する書類									○
9. 保険金を受け取るべき者の印鑑証明書(被保険者と同一の場合は不要)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10. 保険金を受け取るべき者の戸籍謄本									○
11. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12. その他当社がこの保険契約に適用される普通約款および特約の「保険金の支払時期」に関する規定に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○

東京海上日動のサービス体制なら安心です

〈東京海上日動のお客様向けサービス〉

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

- 受付時間：24時間365日
- ご連絡先：フリーダイヤル 0120-119-110 “事故は119番—110番”
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)
※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。
いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

デイリーサポート

暮らしに関する無料電話相談サービス

介護・健康に関するご相談から暮らしのインフォメーションまで、あなたのデイリーライフをバックアップします。お気軽にお電話ください。*1

●内容

- ①身の回りの法律に関するご相談*2
- ②身の回りの税金に関するご相談*2
- ③介護保険制度やケアプランについてのご相談、各種介護関連事業者のご案内等介護全般に関わること
- ④公的年金等の社会保険に関するご相談*2
- ⑤グルメ・レジャー・冠婚葬祭等暮らしの様々な情報のご提供
- ⑥介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報のご提供

●受付時間

- ①③④ 平日午前9時～午後5時 ② 平日午後2時～午後4時 ⑤ 平日午前10時～午後4時
(※①②③④⑤は、いずれも土曜・日曜・祝祭日を除きます。)

●お問い合わせ

- ①②③④⑤ フリーダイヤル 0120-285-110
- ⑥ ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

*1 ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者（法人は除きます。）、被保険者（保険の対象となる方をいい、法人は除きます。）、またはご契約者もしくは被保険者の配偶者・同居の親族（以下相談対象者といいます。）に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接の相談に限ります。

*2 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。

メディカルアシスト

日常のおからだの悩みから急な発病やケガまで、おからだの「もしも」を万全の体制でアシストします。*

●内容

- ①緊急医療相談 ②予約制専門医相談 ③医療機関案内
④転院・患者移送手配（実費はおお客様のご負担となります。） ⑤がん専用相談窓口

●受付時間

- ①③④⑤ 24時間365日
② 事前予約（予約受付は、24時間365日）

●お問い合わせ

フリーダイヤル 0120-708-110

（携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。）

* ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者（法人は除きます。）、被保険者（保険の対象となる方をいい、法人は除きます。）、またはご契約者もしくは被保険者の配偶者・親族（以下相談対象者といいます。）に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接の相談に限ります。

※各サービスは、弊社提携会社を通じてご提供いたします。

※サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。

※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「証券番号」「ご連絡先」等を確認させていただきますのでご了承願います。

● ご注意 ●

1. 保険料を払い込みいただく際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしておりますので、ご確認ください。
2. ご契約後、1か月以上経過しても保険証券が届かないときは、お手数ながら弊社へお問い合わせくださいようお願いいたします。お問い合わせに際しましては、領収証番号、保険の種類、保険期間（ご契約期間）および代理店名をご連絡願います。
3. 被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
4. ご契約内容および事故報告内容の確認について
損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者（保険の対象となる方）または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について（社）日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。
確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社にお問い合わせください。

● 代理店の役割 ●

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

弊社代理店はご契約者のみなさまのご契約状況を常に承知いたしております。ご契約内容についてのご照会等は弊社代理店または弊社にお申し出ください。



TOKIO MARINE
NICHIDO

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-868-100

受付時間: 午前9時～午後8時(平日、土日祝とも)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

この約款は再生紙を使用しています。

0745-GJ05-07090-2009年9月作成
D14-40110 (7) 09.10.改定(冊)